

議案第40号

守口市市税条例の一部を改正する条例案

守口市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年6月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市市税条例の一部を改正する条例

第1条 守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第67条まで 略</p> <p>第68条から第142条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第1条から第67条まで 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</u></p> <p>第67条の2 <u>法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>第68条から第142条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

第9条の2 略

2から16まで 略

17 略

第10条から第31条まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第32条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

第9条の2 略

2から16まで 略

17 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 略

第10条から第31条まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第32条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

以下 略

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

以下 略

第 2 条 守口市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 1 条から第 1 4 2 条まで 略	第 1 条から第 1 4 2 条まで 略

附 則	附 則
第1条から第9条まで 略	第1条から第9条まで 略
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第9条の2 略	第9条の2 略
2から17まで 略	2から17まで 略
	<u>18 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>18</u> 略	<u>19</u> 略
以下 略	以下 略

第3条 守口市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第17条まで 略	第1条から第17条まで 略
(個人均等割の税率の軽減)	(個人均等割の税率の軽減)
第18条 次の各号に掲げる者に対して課する均等割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	第18条 次の各号に掲げる者の <u>いずれかに該当する納税義務者</u> に対して課する均等割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族 略
- (2) 前号に掲げる控除対象配偶者又は扶養親族を2人以上有する者 略

第19条から第142条まで 略

附 則

第1条から第3条の3まで 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第4条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

以下 略

- (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 略
- (2) 前号に掲げる同一生計配偶者又は扶養親族を2人以上有する者 略

第19条から第142条まで 略

附 則

第1条から第3条の3まで 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第4条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

以下 略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日から、第 3 条及び次条の規定は平成 31 年 1 月 1 日から、附則第 3 条の規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 3 条の規定による改正後の守口市市税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(守口市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年守口市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p data-bbox="331 879 432 916">附 則</p> <p data-bbox="237 975 622 1011">第 1 条から第 5 条まで 略</p> <p data-bbox="237 1064 1106 1305">第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 91 条及び新条例附則第 28 条の 2 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p data-bbox="1227 879 1328 916">附 則</p> <p data-bbox="1133 975 1518 1011">第 1 条から第 5 条まで 略</p> <p data-bbox="1133 1064 2002 1345">第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る守口市市税条例第 91 条及び附則第 28 条の 2 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

新条例第91条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第28条の2第1項の表以外の部分	第91条	守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年守口市条例第10号）附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条
新条例附則第28条の2第1項の表第91条第2号アの項	第91条第2号ア	守口市市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第91条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第91条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第91条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第29条	第91条	守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年守口市条例第10号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条
附則第29条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第29条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第29条の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第91条第2号ア(ウ)b

	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(守口市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年守口市条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
<p>第1条及び第1条の2 略</p> <p><u>（守口市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u></p> <p>第2条 守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第6条中「に係る新条例第91条及び新条例附則第28条の2」を「の種別割に係る守口市市税条例第91条及び附則第29条」に改め、同条の表を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>第91条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>第91条第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>第91条第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>附則第29条</td> <td>第91条</td> <td>守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年守口市条例第10号。以下この条において「平</td> </tr> </table>	第91条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	第91条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円	第91条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円		5,000円	4,000円	附則第29条	第91条	守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年守口市条例第10号。以下この条において「平	<p>第1条及び第1条の2 略</p> <p><u>（守口市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u></p> <p>第2条 守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第6条の表新条例附則第29条の表第91条第2号アの項の左欄及び中欄中「第91条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</p>
第91条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円																	
第91条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円																	
	10,800円	7,200円																	
第91条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円																	
	5,000円	4,000円																	
附則第29条	第91条	守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年守口市条例第10号。以下この条において「平																	

		成26年改正条例」とい う。) 附則第6条の規定 により読み替えて適用 される第91条
附則第29条 の表第2号 ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 91条第2号ア(イ)
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
附則第29条 の表第2号 ア(ウ)aの 項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 91条第2号ア(ウ)a
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
附則第29条 の表第2号 ア(ウ)bの 項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 91条第2号ア(ウ)b
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

第3条 略

附 則

(施行期日)

第1条 略

第3条 略

附 則

(施行期日)

第1条 略

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条の規定
（「第107条第1項」を「第90条の5第1項の申告書、
第107条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則
第2条の2及び第4条の規定 略

第2条 略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の守口市市税
条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第22
条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以
後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に
開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、
同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前
に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、な
お従前の例による。

第3条及び第3条の2 略

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関
する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以

(1)及び(2) 略

(3) 第2条の規定 守口市市税条例の一部を改正する
条例（平成29年守口市条例第 号）の施行の日

(4) 略

(5) 第1条の2の規定並びに第3条の規定（「第107条
第1項」を「第90条の5第1項の申告書、第107条
第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の
2及び第4条の規定 略

第2条 略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の守口市市税
条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第22
条の規定は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以
後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に
開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、
同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前
に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、な
お従前の例による。

第3条及び第3条の2 略

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関
する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以

後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 略

以下 略

後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 略

以下 略